

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（所得控除） 第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告）	（所得控除） 第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告）	字句の改正

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控	第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特</u>	字句の改正 字句の追加
---	--	---------------------------

除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 から 7 まで （略）

8 新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人

定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 から 7 まで （略）

8 新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書

字句の追加

金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2 から 5 まで (略) (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) (略)	の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2 から 5 まで (略) (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) (略)	字句の追加
---	--	--------------

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)から(8)まで （略） 3 （略）	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)から(8)まで （略） 3 （略）	字句の改正
（身体障害者等に対する種別割の減免） 第71条 （略） 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以	（身体障害者等に対する種別割の減免） 第71条 （略） 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以	

下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自

字句の改正

字句の追加

(1)から(4)まで (略) (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u>	動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u>	字句の改正
(6) (略)	(6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u>	項の追加
<u>3 及び 4</u> <u>5</u> 軽自動車等の所有者等が前年度において第1項の規定により減免を受けた同項各号に掲げる軽自動車等について、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は<u>第3項</u>に規定する前条第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は<u>第3項</u>の申請書を	<u>4 及び 5</u> <u>6</u> 軽自動車等の所有者等が前年度において第1項の規定により減免を受けた同項各号に掲げる軽自動車等について、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は<u>第4項</u>に規定する前条第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は<u>第4項</u>の申請書を	項の繰下げ 項の繰下げ 字句の改正 字句の改正

提出したものとみなし、第1項の規定を適用する。 (特別土地保有税の減免) 第141条の10の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第141条の11の14 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営	提出したものとみなし、第1項の規定を適用する。 (特別土地保有税の減免) 第141条の10の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第141条の11の14 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営	字句の改正
---	---	--------------

開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） （個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)及び(3) （略） 2 （略） 附 則	開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。 (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） （個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)及び(3) （略） 2 （略） 附 則 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> <u>第12条の2の2 令和8年4月1日以後に第73条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第73条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第74条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以</u>	字句の改正 条の追加
---	---	--------------------------

下この条において同じ。)に
係る第75条第1項の製造たば
この本数は、同条第3項の規
定にかかわらず、当分の間、
次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める方法に
より換算した紙巻たばこ(第
73条第1号イに掲げる紙巻た
ばこをいう。以下この項及び
次項において同じ。)の本数
によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法
第2条第2号に規定する葉
たばこをいう。)を原料の
全部又は一部としたものを
紙その他これに類する材料
のもので巻いた加熱式たば
こ(当該葉たばこを原料の
全部又は一部としたものを
施行規則附則第8条の4の
2に規定するところにより
直接加熱することによって
喫煙の用に供されるものに
限る。) 当該加熱式たば
この重量(フィルターその
他の施行規則附則第8条の
4の3に規定するものに係
る部分の重量を除く。以下
この項から第3項までにお
いて同じ。)の0.35グラム
をもって紙巻たばこの1本
に換算する方法。ただし、
当該加熱式たばこの1本当
たりの重量が0.35グラム未
満である場合にあっては、
当該加熱式たばこの1本を

もって紙巻たばこの 1 本に
換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の
加熱式たばこ 当該加熱式
たばこの重量の 0.2 グラム
をもって紙巻たばこの 1 本
に換算する方法。ただし、
当該加熱式たばこの品目ご
との 1 個当たりの重量が 4
グラム未満である場合に
あっては、当該加熱式たばこ
の品目ごとの 1 個をもって
紙巻たばこの 20 本に換算す
る方法

2 前項の規定により加熱式た
ばこのうち同項第 1 号ただし
書の規定の適用を受けるもの
及び同項第 2 号ただし書の規
定の適用を受けるもの以外の
ものの重量を紙巻たばこの本
数に換算する場合における計
算は、売渡し等が行われた加
熱式たばこの品目ごとの 1 個
当たりの重量に当該加熱式た
ばこの品目ごとの数量を乗じ
て得た重量を同項各号に掲げ
る区分ごとに合計し、その合
計重量を紙巻たばこの本数に
換算する方法により行うもの
とする。

3 前項の計算に関し、同項の
加熱式たばこの品目ごとの 1
個当たりの重量に 0.1 グラム
未満の端数がある場合には、
その端数を切り捨てるものと
する。

	4 <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第74条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第74条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	
--	---	--

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項の改正並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第12条の2の次に1条を加える改正及び付則第3条の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額

（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の武蔵野市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、武蔵野市市税条例第73条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第75条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第12条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 武蔵野市市税条例第75条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第12条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。